

株券の電子化に伴う特別口座開設公告

平成 20 年 11 月 7 日

株主及び登録株式質権者各位

東京都中央区八丁堀二丁目 14 番 1 号
いちよし証券株式会社
執行役社長 武樋 政司

本公告は、株券電子化に伴い、株式会社証券保管振替機構に預託されていない株券につき特別口座を開設するために必要な通知を同機構に対して行う旨および特別口座を開設する口座管理機関の名称および住所をお知らせするものです。

当社は、株式等決済合理化法¹の施行にあたり、同法附則第 8 条第 1 項に基づき、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別口座の開設を行うための株式会社証券保管振替機構に対する通知

当社は、株式等決済合理化法の施行日における、同法附則第 8 条第 1 項第 1 号に定める通知対象株主等について、同法の施行日以後、遅滞なく、同法附則第 8 条第 5 項に定める事項を特定振替機関（株式会社証券保管振替機構）に対し通知いたします。

2. 特別口座を開設する口座管理機関の名称および住所

当社は、株式等決済合理化法附則第 8 条第 4 項前段の規定による口座の開設の申出を、次の口座管理機関に行い、特別口座を開設いたします。

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社

以上

¹ 株式等決済合理化法は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の略称です。